# 東日本大震災における各都道府県の人的支援に関する取り組み 

## Research on Human Support of Prefectures <br> in the 2011 Tohoku Earthquake and Tsunami

○近藤 伸也 ${ }^{1}$ ，阪本真由美 ${ }^{2}$ ，山本晋吾 ${ }^{2}$ ，三上晴由貴 ${ }^{3}$<br>Shinya Kondo ${ }^{1}$ ，Mayumi Sakamoto ${ }^{2}$ ，Shingo Yamamoto ${ }^{1}$ ，and Haruyuki Mikami ${ }^{3}$<br>${ }^{1}$（公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構人と防災未来センター<br>Disaster Reduction and Human Renovation Institution<br>${ }^{2}$ 名古屋大学減災連携研究センター<br>Disaster Mitigation Research Center，Nagoya University<br>${ }^{3}$ 全国知事会調査第二部<br>National Governors＇Association

In this study，in order to understand the actual situation of the human support（medium term and long term staff dispatch ）on the 2011 Tohoku Earthquake and Tsunami for affected areas（Iwate，Miyagi and Fukushima）by domestic prefectures，a questionnaire survey were conducted．This questionnaire was created by considering the following points．＂Overview of staff dispatch，＂＂Adjustment matters for the staff dispatch，＂＂Support system for dispatched staff，＂＂Strengthening of disaster management system through the staff dispatch，＂and＂The need for the government and National Governors＇Association．＂

Keywords ：human support，the 2011 Tohoku Earthquake and Tsunami

## 1．はじめに

東日本大震災では，岩手県，宮城県，福島県（以下被災三県と表記）を中心に大きな被害が発生した。全国の自治体は発災直後から莫大な量の災害対応業務の需要の掘り起こし，およびその実施を目的とした救援，応急復旧に関する短期的な職員の応援を被災した地域に行った。 この応援が一段落した後，被災三県からは中長期的な職員派遣の要請が行われた。各都道府県は2011年7月の福島県からの先行要請への対応を皮切りに，都道府県職員 の中長期派遣をはじめている ${ }^{1)}$ 。この支援は 2014 年度も継続して行われている ${ }^{22}$ 。この職員派遣に関する各都道府県の取り組みを整理することは，今後の広域災害での人的支援を検討するために必要不可欠である。

本研究では，東日本大震災における都道府県の中長期派遣の実態を把握するために，派遣元の都道府県には質問票に基づく調査，派遣先となる被災三県には派遣受け入れ担当に対するインタビュー調査を実施した。本稿で は前者の派遣元に対する調査結果について報告する。


図1 職員派遣方法（回答43県）

## 2．質問票による調査

（1）概要
本研究では東日本大震災で被災した県に対する国内都道府県による中長期職員派遣の実態について把握するた めに，質問票に基づく調査を実施した。主な調査目的は，「職員派遣の取組概要」，「職員派遣にあたっての調整事項」，「派遣された職員のサポート体制」，「職員派遣を通じた災害対応体制の強化」と「全国知事会／国など への要望」である。調査対象は被災三県（岩手県，宮城県，福島県）を除いた全県として，2013年11月26日～ 12月13日にかけて実施した。

## （2）職員派遣の取組概要

東日本大震災で被災した岩手県，宮城県，福島県に対 する自治法に基づく職員派遣は，同じく東日本大震災に て被災した茨城県を除く全都道府県（43 県）により実施 されていた。職員の派遣方法をまとめたものが図 1 であ る。派遣された職員の多くは正規職員であったが，なか には，任期付き職員の派遣，民間職員の派遣，OB の再雇用という取り組みを行っている県もみられた。


図 2 職員派遣の経緯（回答43県）


図3 派遣する正規職員の選出方法（回答43県）


図4 派遣先の調整担当（回答43県）
被災県への職員派遣の経緯をみると，多くの県（39 県） で全国知事会からの要請，もしくは国からの要請による派遣という回答があった（図2）。これは災害発生直後 に総務省•全国知事会が，各都道府県に対して職員派遣 を働きかけたことと，職員派遣に要する費用については，国の費用負担があるという制度 ${ }^{3)}$ の存在が人的支援に結 びついたと考えられる。

派遣職員の選定方法は，庁内の公募によって選定を行 っているところと，要請のあった業務に関する部局への職員の派遣を依頼していたところが多くみられた（図 3 ）。一般的に都道府県は市町村と比較して規模が大き い組織であることから，各部局の業務量等の考慮，スキ ルのある職員の把握が困難であったためだと考えられる。

## （3）職員の派遣にあたっての調整事項

職員を派遣するにあたり，どこの県にどの職員を派遣 するのかという，派遣調整（マッチング）は，事務職は人事課が，技術職（土木，建築職，電気職，保健師など） は各職種の主管課と相談して決めているケースが多くみ られた（図4）。職員の派遣先の選定に際して重視され ている事項に関する回答結果が図5 である。要請のあっ た業務関するスキルの有無という回答が最も多く，次い で，派遣に伴う自県業務への影響という結果であった。

被災県へ職員を派遣することによって，職員が不在と なる間の人事対応に関する回答が図6である。課内の配置換えなど人事対応が行われなかった県があった一方で，業務に支障がある場合は，臨時職員•任期付職員•非常勤職員を配置しているという回答が $33 \%$ を占めた。また，正規職員の異動により代替しているとの回答は $19 \%$ であ った。

職員の派遣に先駆けて実施した，派遣先での就労•健康管理•生活に関する具体的な調整事項について確認し た。就労については，下記のとおり詳細に派遣先の業務内容や執務環境，および帰庁に関する内容を確認してい るケースがみられた。


図5 職員派遣先の選定事項（回答43県）


図6 派遣職員不在時の人事対応（回答43県）
表1生活に関する調整事項で頻出した単語

| 単語 | 頻度 |
| :--- | ---: |
| 住宅 | 34 |
| 環境 | 7 |
| 職員 | 6 |
| 有無 | 6 |
| 家電 | 5 |
| 周辺 | 5 |
| 住居 | 5 |
| 宿舎 | 5 |
| 情報 | 4 |
| 状況 | 4 |
| 方法 | 4 |

－担当業務に対する研修の実施（特に用地買収）につ いて確認している
－業務内容，担当区域，執務室（仮設庁舎）や積算シス テムの移動状況，業務•調査に必要な道具，持ち込 みの必要性の有無など
－派遣職員が行う具体的業務や派遣職員に必要な資格 など
－住居等の生活環境や派遣先での従事する具体的な業務内容
－公舎利用•被服貸与について，人事課において事前 に派遣先と確認•調整を行っている
－報告会の開催による定期的な帰県の要請等
派遣先の生活環境に関する調整事項は，回答のあった全ての県が職員の住居に関するものであった。職員の生活環境に関する調整事項に関する回答（自由記述）を形態素解析し，頻出する単語を頻度（単語が頻出した回数） で降順にソートしたところ，住宅が最も頻度が高かった ことから住宅に関する記述が多かったことが推測される
（表1）。回答のあった32県すべての回答を分類する と，すべての回答に住宅，もしくはそれと類似する単語
（住居，宿舎，公宅）が含まれていた。これら類似する単語を「住宅」に置換して回答の共起ネットワーク図を作成した（図 7）。その結果，派遣職員の住宅の間取り や家電の有無などの室内環境，周辺にスーパーや駅や高


図7 生活に関する調整事項での単語共起ネットワーク


図8 職員派遣時の調整事項（生活環境）（回答33県）


図9 職員派遣に先立った具体的な対応の内容（回答34県）

規格道路のインター等が存在するかに関する周辺環境，駐車場を含めた通勤手段と通勤時間，および入居時期が主な調整事項であることが明らかとなった。各県の回答 をこれら事項から分類すると（図8），室内環境と通勤手段に関して調整している県が多かったことがわかる。

## （4）派遣された職員のサポート体制

職員派遣に先立ち，職員を派遣した県の 8 割が説明会 の開催などによって派遣先の情報提供を行っている。手段は回答のあった 34 県のものを分類したものを図 9 に示 す。
派遣中の職員へのサポート手段については，全ての県 （43 県）が派遣職員と定期的に面談や連絡等を行ってい る。具体的な内容を分類した結果（図 10），段階として は，メール・電話•文書による連絡，もしくはレポート提出によって「派遣職員との連絡」をとったとするもの から，派遣元から現地に訪問し，意見交換会を開く「派


図10 派遣中の職員へのサポート手段（回答43県）


図11 派遣職員の帰庁頻度（回答34県）


図12 被災地での活動のフィードバックの内容（回答43県）
遣元からの訪問」，そして職員が派遣元に帰庁して面談 もしくは報告会を開く「派遣職員の帰庁」の三段階があ る。特に派遣職員の帰庁は職員のリフレッシュ，状況把握の点から重要である。帰庁頻度（図 11）は都道府県に よって定まっていない。帰庁に対する費用負担も含めて今後制度化しなければならない課題である。

派遣が終了した職員から被災地での活動に関するフィ ードバックを職員派遣した県の $88 \%$ が得ているとの回答 があった。具体的な内容を分類したものが図 11 であり，報告会を開催しているところが $60 \%$ ，報告書やレポート の提出が $30 \%$ ，人事担当課等での面談やヒアリングを行 っているところが $33 \%$ あった。派遣職員による報告会を開催している県が多かったことがわかる。

## （5）職員派遣を通じた災害対応体制の強化

被災地への職員派遣を通じて，大規模災害における人的支援の受入れを想定した取り組みを行っている都道府県は 44 県（茨城県が含まれている）中 26 県（ $59 \%$ ）に上った（図 12）。なかでも近い将来，首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害が想定される県にお いては，被災県に対する支援経験を，自県の災害対応体制の見直し，災害復旧•復興業務に対するノウハウの蓄積に役立てようとする試みがみられた。以下その回答を記す。


図13 人的支援の受入れを想定した災害対応体制の見直し （回答44県）


図14 大規模災害時に人的支援を円滑に受け入れるために

## 重要だと考える事前の取り組み（回答44県）

－被災自治体への職員派遣をマンパワーとしての支援 だけではなく，派遣元における日々の防災政策や，将来において支援自治体が地震•津波被害を受けた場合の復旧•復興に係るノウハウ等の蓄積にもつな がるものと捉え，より積極的な支援を行っていくこ とが大切だと考える
－派遣により得られた知識•経験の本県へのフィード バック（南海トラフ巨大地震への対応）の重要性，現地の復旧復興状況の的確な把握の重要性（本部と現場との認識の違いを理解すること）
－本県も，近い将来必ず起こると言われている南海ト ラフ地震への対策が大きな課題であり，同地震の備 えの面でも貴重な経験を体得でき得ることからも，対岸の火事としてではなく，自県のこととして捉え ている
－人的支援を受ける側になる可能性もあることからす れば，可能な限り，被災自治体の要望に応える

大規模災害時に人的支援を円滑に受入れるために重要 だと考えられる事前の取り組みに対する回答を図 13 に示 す。国や全国知事会による人的支援スキームの構築に対 する意見が多くみられる。

東日本大震災では平成 23年3月23日に全国知事会緊急広域災害対策本部 より被災県に対する職員派遣の調整 の考え方として，「11国等が調整し，とりまとめる職種 については，国に一本化し，全国知事会は側面支援を行 う。（2）現時点で国等が調整を行っていない職種等につい ては，全国知事会により調整を行う。」と示している ${ }^{1)}$ 。 また全国知事会は，中長期職員派遣について平成 23 年 7

月に福島県からの派遣要請が先行して行われてから，同年 9 月と 10 月に岩手県，宮城県，福島県への中長期職員派遣に関する調整を行っている ${ }^{1)}$ 。このように広域災害 における中長期職員派遣のスキームは明確に定まってい ない。

今後，中長期職員派遣にあたり，国や全国知事会によ る全国規模の人的支援スキームの構築が必要とされる一方で，都道府県レベルでは他県との連携強化を図りなが ら，人的支援を必要とする業務を抽出し，人的支援に関 する連絡調整担当部署を明確にする人的支援受入体制の策定が必要である。

## （6）全国知事会／国などへの要望

東日本大震災における人的支援の取り組みを踏まえて，被災三県以外が考えている全国知事会および国などへの要望を整理すると，第一に人的支援要請窓口の一元化，第二に任期付き職員の国•知事会による一括採用，第三 に国の職員派遣数の増加であった。

人的支援要請窓口の一元化は，現在，被災県に対する人的支援の要請ルートは，全国知事会を通して都道府県 に対して要請が出されるルート（知事会ルート）と，国 の関係省庁から都道府県に対して要請が出されるルート （省庁ルート）との二つがある。これらの要請に対応す る部局は派遣元では同一であることものの，知事会と省庁ルートでは要請が異なる時期に行われることにより，事務手続きが煩雑なものとなっている。事務負担を軽減 する意味においては，一元化が有効だと考えられる。

任期付職員の全国知事会および国による一括採用につ いては，被災地にて支援が求められる職種のうち，技術職などは派遣元においても職員数が限られていることか ら，継続した職員派遣は厳しい状況である。さらに，被災県においては，慢性的な人材不足が続いており，被災県で職員の採用試験を行っても応募者が集まりにくいと いう課題もみられる。首都圏をはじめとした被災地外の大都市圏において全国知事会および国が任期付き職員の採用および派遣を行うことにより，派遣県における業務負担を軽減し，被災県の業務負担を減らすのみならず，他地域における人材を効果的に活用するらえでも有効な ものだといえる．

国の職員派遣の増加は，各省庁は，都道府県に対して職員派遣を働き掛けているが，その一方で，国側の各県 に対する職員の派遣支援は限定的である。全国都道府県 が，一定の業務負担を強いられつつも，職員派遣を継続 している状況においては，やはり国側の職員派遣につい ても併せて検討する必要がある。

## 謝辞

本研究は全国知事会「平成 25 年度被災地への職員派遣に係る検証調査業務」の成果の一部である。

## 参考文献

1）全国知事会：東日本大震災における全国知事会の取組，2013．
2）全国知事会調查第二部：平成 26 年度における東日本大震災に係る復旧•復興対策のための岩手県，宮城県，福島県への職員派遣結果について，
http：／／www．nga．gr．jp／data／activity／committee＿pt／committee／reconstr uction／2013／140331．html，（2014年4月碓認）
3）総務省自治行政局：東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について，総行公第 15 号，2012，
http：／／www．soumu．go．jp／main＿content／000208145．pdf，（2014年4月碓認）

